

# 内水面短信

Vol. 1

青森県海区漁業調整委員会事務局

平成22年3月12日

## はじめに

第18期第3回青森県内水面漁場管理委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）濱田、藤田、七戸、小林、平葎、祖父江、丹藤、足助、五十嵐

欠席委員（敬称略）日景

開催日時：平成22年3月5日（金） PM 1:30～

開催場所：青森市 ラ・プラス青い森 3階「プリムラ」

## 議 題

### 1. 第5種共同漁業権に係る平成22年度増殖計画量の基準について（決定）

内水面における第5種共同漁業権（本県では43件[十和田湖を入れると44件]は、漁業法第127条により、水産動植物の増殖が義務づけられており、その増殖にあたっては、内水面漁場管理委員会が、毎年その年度の増殖計画量の基準を決定し、委員会名をもって当該増殖計画量を県報に一括公示するとともに、第5種共同漁業権者（内水面漁業協同組合）を指導して増殖を図ることになっております。

ついては、平成19年9月に、委員会内に設置された「増殖計画策定部会」において、水面の生産状況、種苗の供給状況、過去の放流実績、組合の経済能力等を勘案して作成した「平成22年度の増殖計画量の基準(案)」について、当委員会において審議を行いました。

#### 【青森県内水面漁場管理委員会公示第2号（案）の内容】

第5種共同漁業に係る平成22年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成22年3月 日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱田 正隆

免許番号	河川湖沼	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	あゆ	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上
		いわな	産卵床造成一箇所以上
内共第二号	吾妻川	あゆ	種苗放流 二千尾（一二キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 二千尾（四キログラム）以上
		いわな	産卵床造成二箇所以上

内共第三号	追良瀬川	あゆ	種苗放流 五万尾（三〇〇キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 五万尾（一〇〇キログラム）以上
		いわな	産卵床造成三箇所以上
		うぐい	産卵床造成三箇所以上
内共第四号	大童子川	あゆ	種苗放流 二千尾（一二キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 三千尾（六キログラム）以上
		いわな	種苗放流 二千尾（四キログラム）以上
		いわな	産卵床造成三箇所以上
内共第五号	赤石川	あゆ	種苗放流 二万五千尾（一五〇キログラム） 以上
		やまめ	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上
		いわな	産卵床造成二箇所以上
		うぐい	産卵床造成二箇所以上
		かじか	産卵床造成二箇所以上

内共第六号	中村川	あゆ	種苗放流 一万五千尾（九〇キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
		いわな	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
		こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		うぐい	産卵床造成二箇所以上
内共第七号	平滝沼	こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		ふな	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
内共第八号	廻堰大溜池	こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		ふな	種苗放流 七千尾（一四キログラム）以上
内共第十号	前潟・セ	こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
	バト沼・	ふな	種苗放流 二万五千尾（五〇キログラム）以上
	明神沼	わかさぎ	ふ化放流 五百五十万粒以上

内共第十二号	十三湖	こい	種苗放流 〇尾(〇キログラム)
		ふな	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
		うぐい	産卵床造成二箇所以上
		わかさぎ	ふ化放流 二百五十万粒以上
内共第十三号	山田川	こい	種苗放流 〇尾(〇キログラム)
	田光沼	ふな	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上
内共第十四号	岩木川	あゆ	種苗放流 一二万五千尾 (七五〇キログラム)以上
		やまめ	種苗放流 四万尾 (八〇キログラム)以上
		こい	種苗放流 〇尾(〇キログラム)
		ふな	種苗放流 一万尾 (二〇キログラム)以上
		いわな	種苗放流 二万尾 (四〇キログラム)以上
		うぐい	産卵床造成十箇所以上
		かじか	産卵床造成五箇所以上
		かわやつめ	産卵床造成十箇所以上

内共第十五号	平川	あゆ	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上
		やまめ	種苗放流 四千尾(八キログラム)以上
		こい	種苗放流 〇尾(〇キログラム)
		ふな	種苗放流 一千尾(二キログラム)以上
		いわな	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上
		いわな	産卵床造成一箇所以上
		うぐい	産卵床造成一箇所以上
		かじか	産卵床造成一箇所以上

内共第十六号	浅瀬石川	あゆ	種苗放流 五千尾（三〇キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上
		こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		ふな	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
		いわな	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上
		にじます	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上
		うぐい	産卵床造成二箇所以上
		かじか	産卵床造成二箇所以上
内共第十七号	旧十川	こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
内共第十八号	藤枝溜池	こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		ふな	種苗放流 一千尾（二キログラム）以上
内共第十九号	二ノ沢溜池	こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		ふな	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
内共第二十一号	増川川	あゆ	種苗放流 一千尾（六キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上
		いわな	種苗放流 一千尾（二キログラム）以上
内共第二十二号	今別川	あゆ	種苗放流 六千尾（三六キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
		いわな	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上

内共第二十三号	蟹田川	あゆ	種苗放流 八千尾（四八キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 一万六千尾（三二キログラム）以上
		こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		いわな	種苗放流 八千尾（一六キログラム）以上
		いわな	産卵床造成二箇所以上
		うぐい	産卵床造成二箇所以上

内共第二十四号	合子沢川	やまめ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
		いわな	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上
内共第二十五号	田代沼	にじます	種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上
		いわな	産卵床造成七箇所以上
内共第二十六号	野内川	あゆ	種苗放流 四千尾(二四キログラム)以上
		やまめ	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上
		いわな	種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上
		うぐい	産卵床造成三箇所以上
内共第二十九号	野辺地川	あゆ	種苗放流 二万尾(一二〇キログラム)以上
		やまめ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
		こい	種苗放流 〇尾(〇キログラム)
		いわな	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
		うなぎ	種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上
		うぐい	産卵床造成二箇所以上
内共第三十号	田名部川	やまめ	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上
		こい	種苗放流 〇尾(〇キログラム)
		うぐい	産卵床造成四箇所以上
		わかさぎ	ふ化放流 三千万粒以上
内共第三十一号	川内川	あゆ	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上
		あゆ	産卵床造成五箇所以上
		やまめ	種苗放流 七万尾(一四〇キログラム)以上
		いわな	産卵床造成六箇所以上
		うぐい	産卵床造成五箇所以上
内共第三十二号	目滝川	あゆ	種苗放流 三千尾(一八キログラム)以上
		やまめ	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上
		いわな	産卵床造成五箇所以上

内共第三十三号	易国間川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 七千尾(四二キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上
内共第三十四号	大畑川	あゆ やまめ やまめ いわな いわな うぐい	種苗放流 二万尾(一二〇キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第三十五号	野牛川	こい うなぎ	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上
内共第三十六号	大沼	こい うなぎ わかさぎ えび	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成二十箇所以上
内共第三十七号	左京沼	こい うなぎ わかさぎ えび	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 増殖床造成十箇所以上
内共第三十八号	小老部川	あゆ やまめ いわな うぐい	産卵床造成二十箇所以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上

内共第三十九号	老部川	あゆ やまめ いwana うぐい	産卵床造成二十箇所以上 種苗放流 六万尾 (一二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第四十号	老部川	やまめ いwana	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上
内共第四十二号	高瀬川 市柳沼 田面木沼	こい ふな うなぎ わかさぎ	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上 ふ化放流 三千万粒以上
内共第四十四号	小川原湖	こい うなぎ ふな うぐい わかさぎ えび	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 二千五百尾(五〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成三箇所以上
内共第四十五号	七戸川	やまめ こい いwana	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
内共第四十六号	奥入瀬川	あゆ やまめ こい いwana にじます	種苗放流 七万尾 (四二〇キログラム)以上 種苗放流二十五万尾 (五〇〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上

		うなぎ	種苗放流 五百尾（一〇キログラム）以上
		うぐい	産卵床造成二十箇所以上
内共第四十七号	鳶沼	ひめます	種苗放流 六千尾（一二キログラム）以上
内共第四十八号	馬淵川	あゆ	種苗放流 十一万尾（六六〇キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 三万尾（六〇キログラム）以上
		こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		いわな	種苗放流 一万五千尾（三〇キログラム）以上
		うなぎ	種苗放流 一千尾（二〇キログラム）以上
		うぐい	産卵床造成三箇所以上
内共第四十九号	新井田川	あゆ	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上
		やまめ	種苗放流 三万尾（六〇キログラム）以上
		こい	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		ふな	産卵床造成二箇所以上
		いわな	産卵床造成三箇所以上
		うぐい	産卵床造成五箇所以上

《審議の結果》 内水面漁場管理委員会公示第2号（案）どおりに決定し、内水面漁場管理委員会名で県報に一括公示することになりました。

## 2. コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示について（決定）

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会に係る委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

### 【委員会指示（案）の内容】

#### 一 コイの持出禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上と考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。



以下「指定水域」という。)においては、青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が承認した場合を除き、コイを持出してはならない。

なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

## 二 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

- 1 コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。
- 2 コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。
- 3 PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

## 三 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

## 四 指示期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

《審議の結果》 委員会指示(案)どおり委員会指示を発動することになりました。

## 3. サクラマス秋放流幼魚保護のための禁漁区設定に係る委員会指示について(中里川、後藤川、生内川流域)

サクラマス秋放流幼魚保護のための禁漁区設定に係る委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

### 【委員会指示(案)の内容】

#### 一 禁止区域

奥入瀬川水系の次の流域においては、制限期間中はヤマメを採捕してはならない。ただし、試験研究のために採捕する場合を除く。

- 1 中里川 十和田市大字法量字相ノ窟二四の一〇六地先の橋梁下流端から十和田市大字法量字鳥谷附二の一〇一地先の橋梁上流端までの区域
- 2 生内川 十和田市大字奥瀬字生内二七〇の六一地先の生内大橋下流端から十和田市大字奥瀬字生内一七〇の一〇一地先の奥瀬堰土地改良区頭首工上流端までの区域



3 後藤川 十和田市大字滝沢字五渡ノ上の五渡橋下流端から十和田市大字滝沢字横倉一六二地先の橋梁上流端までの区域

二 制限期間

平成二十二年四月一日から同年五月三十一日まで



《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

4. サクラマス秋放流幼魚保護のための禁漁区設定に係る委員会指示について（大畑川小目名沢全流域）

一 禁止区域

大畑川小目名沢全流域においては、次の期間中はやまめを採捕してはならない。ただし、試験研究のために採捕する場合を除く。

二 制限期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年六月三十一日まで



《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

次会の開催予定

開催時期 平成22年5月下旬 開催場所 青森市内

おわりに

左の表は、サクラマスの生活史を表したものです。

サクラマスは春～夏にかけて川に遡上し、産卵時期までの数ヶ月の間、深い淵などで過ごします。

秋になると川の上流部で産卵し、卵から孵化した稚魚は海に下るまでの約1年半の期間を川の中で過ごします。この時期のサクラマスを一様にヤマメとよんでいます。2歳魚になったヤマメの雌の大部分と雄の一部は、スマルト（銀毛化）し、3～4月頃降海を開始します。降海後はオホーツク海方面を回遊しながら動物性のエサを摂取し、急速に成長します。大型に成長したサクラマスは、1年後の春に母川回帰し遡上します。（文責 山口）

スマルト化：海で生活する為、浸透圧調節能力を持つ為、体を銀白のうろこでおおうことを言う。この浸透圧調節ができれば、体内の水分がすべて体外（海水中）に出てしまう。

0年		1年			2年			3年		
秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	
産卵	心化	稚魚	♂部成熟	♀部成熟	バ（マ）	残留（マ）	ス（マ）降海	沿岸漁獲	親魚	産卵
河川生活						海洋生活			河川	



稚魚



残留型(バ-)



降海型(スマルト)

連絡先

青森県海区漁業調整委員会事務局  
TEL : 017 - 734 - 9851  
FAX : 017 734 8166